

刈谷市産後ケア事業委託施設以外での 産後ケア利用に係る費用助成について



刈谷市産後ケア事業の委託施設以外で、刈谷市の産後ケア事業の支援内容に該当するサービスを自費で利用された方に対して、費用の一部を助成します。

※ご希望の方は、利用前に刈谷市産後ケア利用料補助金補助対象者認定申請が必要になります。既に刈谷市産後ケア事業の委託施設での利用申請を行っている方でも、申請が必要です。

● 助成対象となる方

産後ケアを利用した日に、刈谷市に住民票があり、1歳未満の乳児を育てている母親（養親・里親含む）で、次の要件にすべて該当する方

- ✓ 利用前に刈谷市産後ケア利用料補助金補助対象者認定申請を行い、
刈谷市産後ケア利用料補助金補助対象者認定通知書と
刈谷市産後ケア事業利用券をお持ちの方
- ✓ 刈谷市産後ケア利用料補助金補助対象者認定通知書に記載された施設・内容でサービスを受けた方
- ✓ 令和8年4月1日以降に上記に該当するサービスを受けた方



● 利用希望者は利用までの流れ 利用前に申請が必要です。

1 利用予定の施設へ事前に相談します。

このチラシの裏面（またはホームページ）に掲載されている「刈谷市産後ケア事業の内容」に沿った産後ケアが可能であることを、利用予定の施設に利用前に確認します。

（利用できない例：短時間の日帰り型や母乳外来等）

※申請日から 7 開庁日以内の利用を希望される場合は、施設と日程調整も行ったうえで、刈谷市保健センターにご連絡ください。



2 刈谷市産後ケア利用料補助金補助対象者認定申請を行います。（電子申請・窓口でも可）

※申請日から、7 開庁日前までに申請をしてください。

※刈谷市から、利用予定の施設へ確認の電話をさせていただく場合があります。



申請時に、「刈谷市産後ケア委託施設以外」を選択！
（刈谷市産後ケア委託施設も申請したい場合は「刈谷市産後ケア委託施設及び刈谷市産後ケア委託施設以外」を選択）



刈谷市産後ケア事業
利用申請

3 刈谷市産後ケア利用料補助金補助対象者認定通知書・刈谷市産後ケア事業利用券

が保健センターより自宅へ届きます。（既に、刈谷市産後ケア委託施設での利用申請後であれば、刈谷市産後ケア利用料補助金補助対象者認定通知書のみ届きます。）

4 同封されている、「刈谷市産後ケア利用料補助金制度のご利用についてのご案内」

をよく読み、利用します。

● 費用助成の流れ

申請後に自宅へ届く、「刈谷市産後ケア利用料補助金制度のご利用についてのご案内」
をお読みください。

1 保健センターへ来所し、「刈谷市産後ケア利用料補助金交付申請書兼請求書」を記入します。

申請期限は、**お子さんの1歳の誕生日の前日まで**です。

<持ち物> ・利用券（記入済みのもの）

・領収証

・母子健康手帳（「産後ケアの記録」ページに記入済みのもの）

・口座情報の分かるもの

※医療保険が適用された費用は対象外です。

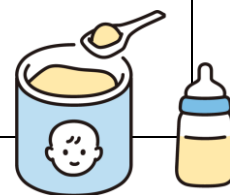
※助成額は、費用助成の申請時に決定した所得区分に応じて、助成の上限額が異なります。

2 保健センターから「刈谷市産後ケア利用料補助金交付決定通知書」が届きます。

3 指定の口座に振り込まれていることを確認します。※申請後 2か月程度かかります。

● 刈谷市産後ケア事業の内容

区分	サービス提供時間	サービス内容
宿泊型 (ショートステイ)	午前10時から退所日の午後4時までの必要とする時間(1泊2日以上基本)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親への保健指導、栄養指導 ・母親の心理的ケア・適切な授乳が実施できるためのケア (母乳マッサージ含む) ・育児の手技についての具体的な指導及び相談 ・その他必要とする保健指導
日帰り型 (デイサービス)	利用開始日の午前10時から退所日の午後4時までの必要とする時間(※短時間の利用は対象外)	
訪問型 (アウトリーチ)	午前10時から午後4時までの間のうち、おおむね1時間30分程度	



● 申請の内容に変更がある場合

申請し、認定を受けた施設を、別の施設へ変更する場合、変更申請が必要です。

まずは、**刈谷市保健センターへご連絡ください。**

[刈谷市 HP](#)▼

[「産後ケア事業委託外利用料申請」について](#)

● 問い合わせ先

子育て支援課 母子保健第2係（刈谷市保健センター内）
TEL 0566-23-8877 FAX 0566-26-0505

